

(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第二十九条 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(実施医療機関の長への文書の事前提出) 第十条 (略) 2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 一 (略) 二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。第十二条第二項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法 3 5 (略) (業務の委託) 第十二条 (略) 2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第四項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により締結することができる。この場合において、	(実施医療機関の長への文書の事前提出) 第十条 (略) 2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法 3 5 (略) (業務の委託) 第十二条 (略) 2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第四項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により締結することができる。この場合において、

当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約を締結したものともみなす。 一 (略) 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項の規定による契約を記録したものを交付する方法 3 5 (略)	当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約を締結したものともみなす。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法 3 5 (略)
--	--